

令和 6 年 10 月
盛岡広域環境組合議会定例会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 10 月 23 日（水） 午後 1 時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 一般質問
- 第 5 認定第 1 号 令和 5 年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（20名）

1番	野中靖志君	2番	田山俊悦君
3番	豊村徹也君	4番	村田芳三君
5番	庄子春治君	6番	関治人君
7番	高橋悦郎君	8番	柳橋好子君
9番	藤原治君	10番	日向裕子君
11番	堂前義信君	12番	山崎留美子君
13番	山崎邦廣君	14番	高宮一明君
15番	松山宗治君	16番	田中二郎君
17番	橋浦栄一君	18番	及川ひとみ君
19番	谷上知子君	20番	小川文子君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

管理者（盛岡市長）	内舘茂君
副管理者（八幡平市長）	佐々木孝弘君
副管理者（滝沢市長）	武田哲君
副管理者（葛巻町長）	鈴木重男君
副管理者（岩手町長）	佐々木光司君
副管理者（紫波町長）	熊谷泉君
副管理者（矢巾町長）	高橋昌造君
副管理者（盛岡市副市長）	中村一郎君
代表監査委員（盛岡市代表監査委員）	高橋宏弥君
会計管理者（盛岡市会計管理者）	長澤晋君
事務局長（盛岡市環境部長）	森田晋君
事務局次長（盛岡市環境部次長）	小林敬君
参事兼総務課長	菊池与志和君
施設課長	藤原司君

職務のために議場に出席した者

書記長	菊池 与志和
書記	中村 晴光
書記	中嶋 亮
書記	田村 修一
書記	小笠原 健介
書記	藤原 成章
書記	金野 修

会議内容

午後1時 開 会

◎議長（村田芳三君） これより令和6年10月盛岡広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

最初に、諸般の報告をいたします。監査委員から例月現金出納検査の結果報告が8件、定期監査の結果報告が1件あり、お手元に資料を配付してありますので、御了承願います。

これより本日の議事日程の報告に入ります。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、議席を指定します。新たに組合議会議員に2名の方が選出されたことに伴い、議席を議長において指定します。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

◎書記長（菊池与志和君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 菊池書記長。

◎書記長（菊池与志和君） では、議席番号、氏名の順に読み上げます。

15番松山宗治議員、16番田中二郎議員。

以上でございます。

◎議長（村田芳三君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、議長において、9番藤原治議員、10番日向裕子議員の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議長（村田芳三君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定しました。

この際、今期定例会の招集に当たり、盛岡広域環境組合管理者から御挨拶があります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 皆様に御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今年度は、2月の定例会で御賛同賜りました予算に基づき、施設整備基本計画の策定、環境影響評価等を進めてきたところでございます。

今後も、新施設稼働に向け、各般の事業を進めてまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本定例会に提案申し上げております議案につきましては、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

◎議長（村田芳三君） 日程第4、一般質問を行います。

質問を許します。10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 本日は、3つの項目についてお尋ねいたします。

1つ目、新しいごみ処理施設の処理方式の検討の進め方についてでございます。盛岡市の6月定例会で盛岡市長が答弁した内容は、以下のとおりと把握しております。①、資源化、処分費用については、施設整備検討委員会がメーカーに依頼した見積り設計図書に焼却灰の資源化、処分に係る委託費を併せて試算する。②、最終処分場の施設規模、整備費用については、8市町で最終処分体制の協議、検討を行い、最終処分場の施設規模や整備費用の試算を行う。これら①、②の検討によりまして、処理方針ごとに最終処分場を含めたトータルコストの算定を行う。

このような答弁を踏まえて、組合における処理方式の検討はこのとおりとなっているのかをお伺いいたします。また、その上で具体的な検討のスケジュールをお伺いいたします。

次に、2つ目として、処理方式による埋立量の差についてでございます。同じく盛岡市の6月定例会の環境部長答弁では、民間処分場への埋立てについて、令和14年度の焼却処理量からストーカ炉も主灰プラス飛灰の量は年間1万5,000トン、10トン積みトラックで7割積載前提で年間2,100台、熔融炉の場合は飛灰発生量が7,000トンで年間1,000台。

しかし、滝沢市の9月定例会では、旧施設のストーカ炉の主灰プラス飛灰は、溶融炉の3から4倍とのこと。この差異の理由をお伺いいたします。さらに、特に溶融炉の飛灰発生量は、滝沢清掃センターの実績から見ても過大ではと思われませんが、この点をお伺いいたします。

3つ目、広域最終処分場の施設規模についてでございます。滝沢市の9月定例会では、主灰プラス飛灰に関して、不燃残渣まで含めれば、ストーカ炉と溶融炉では10倍ほどの差があるという市民環境部長答弁がございました。将来、広域で最終処分場を整備する場合、処理方針によって処分場の施設規模が大きく変わることになるが、処理方式検討においてどのようにこのことを評価するおつもりなのか、お伺いいたします。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 日向裕子議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、盛岡市議会での答弁を踏まえた新施設の処理方式の検討についてであります。令和6年10月7日に開催いたしました第6回施設整備検討委員会において、新たなごみ焼却施設の処理方式に係る検討を行いました。ストーカ式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、流動床式ガス化溶融方式の3方式を選定する方針とされたところでありまして、委員会での検討に当たりましては、焼却灰の資源化等に要する経費も含め、各処理方式の比較評価を行ったところであります。

今後の検討スケジュールにおきましては、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、8市町間で最終処分場の施設規模、整備費用に関する調査を行いながら、圏域における将来的な最終処分体制の協議、検討を進め、その検討状況も踏まえて、トータルコストも勘案しながら、令和8年度に新焼却施設の整備に係る事業者を選定し、処理方式の決定に向けて進めてまいりたい、そう考えております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 焼却灰の発生見込量の差異についてであります。盛

岡市議会6月定例会でお示しした焼却灰発生量は、盛岡市が把握できる処理実績に基づき、ストーカ炉は盛岡市クリーンセンター、ガス化溶融炉は盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターの稼働実績を参考に推計を行ったものであることから、滝沢市のごみ処理施設における実績とは異なる見込みになったものと考えております。

溶融炉の飛灰発生量の見込みの妥当性につきましては、各施設の構造や仕様、運転状況などにより、飛灰発生量は異なるものと考えておりますが、本年7月にプラントメーカーから提供を受けた見積設計図書には、焼却灰等の発生見込量が示されており、10月7日の施設整備検討委員会においては、その発生見込量も含めて処理方式の第三次選考を行ったものであります。

今後の検討においても、焼却灰や飛灰の発生見込量の適正な試算に努めてまいります。

次に、新施設の処理方式の検討における最終処分場の施設規模の評価についてであります。最終処分については、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、8市町間で圏域における将来的な最終処分体制の協議を進めることとしているものであり、その検討状況も踏まえまして、トータルコストも勘案しながら、新たなごみ焼却施設の処理方式の検討を進めてまいります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 何点かお尋ねいたします。

まず、施設整備検討委員会というのは、令和7年3月で終了ということですのでいいのでしょうか。もしそうであれば、令和7年度以降はどのような事業を検討しているのか、具体的にお尋ねいたします。

それと、焼却灰のことなのですが、発生見込量が示されておるといふような答弁がございましたが、具体的にその数字をもしお示しできるのであれば、お願いいたします。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

施設整備検討委員会の開催時期についてであります。現在の予定といたしま

して、令和7年3月までとしているところではありますが、検討の状況によっては、設置をもう少し延長したいとか、そういったようなことも、これはあり得るのだからというふうに思っております。いずれ私どもといたしましては、スケジュールどおりに進めていくのが一番いいだろうと思っておりますので、現時点ではまず令和7年3月までに決めるべきものをしっかりと決めていくと、そういうスケジュールリングで考えているところでもあります。

あともう一点、具体的な灰の発生量についてのデータというふうなことです、大変恐れ入りますが、現在はちょっとデータを持ち合わせておりませんので、お答えしかねるところであります。

◎10番（日向裕子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 10番日向裕子議員。

◎10番（日向裕子君） 答弁の中に、今後のスケジュールのことがございましたが、県央ブロックごみ処理体制検討協議会と前述の検討委員会、令和7年3月までの、その期間の関係性というか、その辺はどのようなようになるのでしょうか。要は、7年の3月以降も延びる可能性があるということであれば、その辺のところをもう少し具体的にお尋ねいたします。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 県央ブロックごみ処理体制検討協議会のほうについては、現在8市町における最終処分体制の部分を、8月以降検討を始めているところですので、これも今年度中に、令和7年3月までには検討を終えるというふうなことを1つ目標にはしております。

また、先ほど申しましたとおり、施設整備検討委員会、こちらのほうは、ごみ焼却施設に関する検討を専門的な見地をいただきながら検討しているということでありまして、こちらのほうも繰り返しにはなりますが、令和7年3月までというふうなことになってまいります。

では、これら2つがどのようにつながっていくのかというお尋ねだと思いますけれども、このことについては、やはり焼却施設を実際に整備していくときには、トータルパッケージで考えていった場合には、最終処分の部分についても、これは含めた上で全体を見ていかなければならないだろうということで、我々はその

ように認識しております。

しかしながら、基本構想に基づいてこれまで進めてきた関係もありまして、やはりどうしても焼却のほうを優先して進めていかなければならないという状況でもありますので、その部分については最終処分のほうの検討、そして焼却のほうの検討、これらの成熟具合を見て、それでどのようにミックスしていくかというふうなことは、るる検討していかなければならないものと、そのように考えております。

◎議長（村田芳三君） 以上で日向裕子議員の質問を終わります。

次に、9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 私から、通告に従い3点について伺います。

1つ目ですが、最終処分場の共同利用について伺います。先ほどありましたけれども、盛岡市の6月定例会の盛岡市長の答弁、今便利なのでユーチューブで見ることができました。今後は間違いなく、盛岡広域環境組合における焼却施設の選定においては、最終処分費を含めたトータル的な検討がされるものだろうと思って、安心したところでございます。

また、環境部長からは、8市町の既設最終処分場が満杯になる時期を平準化するため、処分場新設までの間、8市町で相互に受入れ協力、つまり共同利用する方向であるとの答弁もありました。さらには、本市議会、滝沢市の9月定例会では当市長から、既設最終処分場の共同利用が望ましいとの答弁もありました。

そこで、この点に関する組合としての検討状況、もしくは検討スケジュールについて伺います。

2つ目ですが、1つ目と関連しますけれども、最終処分場の再生について伺います。盛岡市の6月定例会では、処分場再生の取組は他自治体で事例があり、8市町の協議会で検討するとの環境部長答弁がありました。また、滝沢市の9月定例会では、滝沢・雫石環境組合から各市町の最終処分場再生処理の有効性を示した経緯があると答弁がありました。

同組合の熔融炉は、掘り起こしごみ処理による処分場再生の実績があり、稼働率にも余裕があると私は思っております。盛岡広域環境組合として積極的に取り組むべきと考えますが、この点について伺います。

3つ目です。資源化と、それに伴うCO₂の発生量についてです。滝沢市の9月

定例会では、焼却灰や不燃残渣を熔融して出てくるスラグを肥料化する取組は、新たな付加価値を生み出すものとして評価されるべきものと答弁がありました。この点について3点伺います。

1つ目として、盛岡広域環境組合ではこの点をどのように考えるか伺います。

2つ目として、セメント工場が長期取引ができるか不安があるのに対し、熔融は自前で完結できるという点も併せて評価すべきと考えますが、この点についても伺います。

3つ目、最後ですが、熔融炉はストーカ炉に比較してCO₂発生量が多いと言われますが、仮に主灰の資源化を民間委託する場合、トラックによるセメント工場までの長距離を運搬する際のCO₂のみならず、セメント工場で資源化する際に生じるCO₂については、別途計算して評価すべきではないかと思いますが、これについて伺います。

なお、この点に関して、当議会でも市長から、市民にトータルの姿が見えるようにすべきと答弁を受けたところでございます。

以上、大項目3点について伺います。

◎管理者（内舘茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内舘管理者。

◎管理者（内舘茂君） 藤原治議員の御質問にお答えを申し上げます。

最終処分場の共同利用に係る検討状況についてであります。最終処分体制については、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、令和6年8月から各市町及び一部事務組合による協議、検討を進めているところでありまして、令和6年度内をめどに、圏域における最終処分体制に係る方針の取りまとめを進めてまいります。

次に、最終処分場の再生についてであります。既存の最終処分場の延命化に関する方針の検討、延命化に要する費用の負担については、既存処分場を設置運営している市町及び一部事務組合において行われるものであります。圏域において安定的な廃棄物処理体制を確保する必要がありますことから、県央ブロックごみ処理体制検討協議会において、関係団体間で協議、検討を行ってまいります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） スラグの肥料化についてであります。特定のプラントメーカーの技術についての所見を示すことは、恐れ入りますが、控えたいと考えますが、様々な手法による焼却灰等の資源化についても比較検討を行いながら、事業者の選定を進めてまいりたいと考えております。

溶融炉における副生成物の資源化手法につきましては、令和7年度から8年度にかけて事業者選定を進めていく中で、有識者により構成する委員会の設置を予定しております。この委員会の中で、有識者の知見を得て定める評価項目や評価基準に基づきまして、それぞれの処理方式についての評価を行っていく必要があると考えております。

主灰の処理、処分を委託する場合の運搬や資源化に係る温室効果ガス排出量の評価につきましても、有識者の知見をいただきながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 最初の質問の共同利用について、令和6年度内を目標に最終処分場体制の方針を取りまとめるとの答弁でございました。最終処分体制に係る方針というのは、基本的に共同利用をしていくための協議方針ということで理解してよろしいのか、再度伺います。

それから、最終処分場の再生のほうですが、これについては別組織であります県央ブロックごみ処理体制検討協議会において検討を行っていくという答弁でございましたが、これのスケジュール的には、多分6年度内というよりもうちよつと長いスパンで考えるのか、そのスケジュールについて伺います。

そして、資源化等についてです。あとCO₂の発生の関係ですけれども、これについてはスケジュール、7年度から8年度にかけて検討しているという答弁でございましたけれども、事業者選定を進めていく中で、有識者により構成する委員会設置を予定しているということは、これまでにありました施設検討委員会と別の知見を持つ有識者の方々に、新たなそういう委員会を設けるというふうな認識で受け止めてよいのか、その点について伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

ごみ処理体制検討協議会における最終処分の体制の検討の対象ということですが、これは8市町における、全圏域における最終処分体制を共同処理方式としてするのが是なのか、それとも複数の施設を設置していくことが是なのか、そのメリット、デメリットなども合わせて、総合的な検討をしていこうということが1点。

それに加えて、議員からお話がありましたように、令和6年度からの圏域の最終処分に対する協議におきましては、既存処分場の残容量を共同で利用する場合に必要である対応策についても検討していくということでもあります。あわせて、それぞれの市町における最終処分場への影響がどうなるのかということも検討していく、そういったようなことで考えているものであります。なるべく深い議論ができるように、限られた時間ではありますが、進めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

2点目でありますけれども、それぞれの協議会、あるいは検討委員会のスケジュールということでもあります。繰り返しにはなるかもしれませんが、令和6年度末までにというふうなことで、一定の目標、めどを立ててはいるわけですが、やはり検討を進めていく中では、様々広げて検討していかなければいけないことも出てくるだろうと思っておりますので、その場合には6年度末に限らず、もう少し継続して協議をしていくというようなことも、これはあり得るだろうかと、そのように考えております。

いずれスケジュールが大事だというようなことは、繰り返し御説明させていただいているとおりでありますが、それによって検討が中途半端になってしまうということだけは避けたいと、そのように考えております。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 令和7年度から8年度にかけての事業者選定、有識者により構成する委員会ということでありました。こちらにつきましては、令和7年度に設置を予定しているものであります。こちらについては、有識者、これから委員の先生を選定していくことにはなりません。7年度につきましては、事業者

を入札で選ぶための、そのために準備する要求水準書、入札のための要求水準書というものを作ります。それらの内容について、協議しながら作ってまいります。8年度につきましては、要求水準書に基づく事業者の提案が入札によってありますけれども、それらを入札の提案の内容について当委員会で審査をして進めていくといった中身になっておりまして、令和8年度の末にかけて事業者の選定を進めていくという形で考えておるものであります。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 最終的に、先ほど答弁でもありましたが、8年度に施設の入札関係を決めるということなので、あと1年、7年度、検討期間がしっかりあるわけですので、先ほど言った共同体制なり、それから最終処分場の再生だったり、しっかりした検討結果が6年度末まで、そして7年度でしっかりできて、議会のほうにもしっかりそういった情報なり資料なり、説明があるべきかなと私は思っております。

今ごみ処理体制検討協議会という別組織と組合がそれぞれで、2つの組織が1つの広域のごみ処理というところを検討しているわけですので、そこについてはしっかり連携、本来の組合を設置した目的は、8市町でこの組合で議論していくというのが本当だと思いますので、協議会と組合の在り方の点を、今トータルで考えていくという方向性になったと思いますので、その辺のところはしっかり検討してほしいなと思うのですが、再度その点を伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） ありがとうございます。盛岡広域環境組合が所掌している共同処理事務というのは、ごみ焼却に関することが中心になっているといったようなところがあるわけでありまして。最終処分の有無については、まだ8市町が連携しながら8市町間で協力ができるという、そういう段階であります。これが共同処理だということになってくれば、それは組合の事務として取り扱ったほうが効率的だろうというようなことは、これはこれまでも御指摘いただいております。

今の時点では、それがどうなるのかというふうなことまでは言及できないわけ

でありますけれども、2つの組織、様々な実施主体がある中で、連携を密にしな
がらやっていく必要があるというのは、これは御指摘のとおりだと思っております
ので、我々引き続きそういった考えで進めていければなど、そのように考える
ものであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で9番藤原治議員の質問を終わります。

次に、20番小川文字議員。

◎20番（小川文字君） 20番小川文字でございます。私からも2問の質問をいた
したいと思っております。

広域からのごみ収集運搬のデメリットについてであります。奈良県の面積に匹
敵する広域からのごみの収集運搬は、多くの問題があると考えますことから、以
下お伺いをいたします。

1番、大型車の走行による二酸化炭素の排出について。

2番、近隣市町の車の渋滞について。

3番、大型運転免許取得運転士の確保について。

4番として、中継地点からの焼却施設までの運搬費用の負担についてでありま
す。

次に、施設規模縮小に向けての質問であります。施設の大型化は、様々な問題
を発生させることから、規模縮小のためにいかに焼却ごみを減らすかが重要と考
えますことから、以下お伺いいたします。

1番目、盛岡市等の生ごみ焼却を減らすために、盛岡市等の病院あるいは学校
等の生ごみを、業者が主に請け負っていると思っておりますけれども、個人ではなく業
者であれば集めやすいのではないかと考え、その生ごみを盛岡・紫波地区環境施
設組合に搬入して、いわゆる発酵による肥料化ができないかについてであります。

2番目が、硬質プラスチックのリサイクルが、分別が法的にも国から推奨され
ているわけではありますが、これのリサイクルはいつ頃から可能で、そのスケジ
ュールについて伺います。

3番目としては、生ごみ乾燥機というものがありますけれども、ひと絞りとい
うよりは、乾燥機のほうが水分を飛ばしやすいと考えますことから、市町の判断
にはよると思っておりますけれども、この考えについてお伺いいたします。

以上であります。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 小川文子議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、公共施設等から発生する生ごみの盛岡・紫波地区環境施設組合での資源化についてであります。新たなごみ焼却施設の整備に当たっては、可能な限り施設規模を小さくし、事業費の低減、環境負荷の軽減に努めてまいりたいと考えております。

ごみの減量、資源化の施策は、各市町が主体となって実施をするものであります。8市町が緊密に連携して取り組むことが重要であると認識をしておりますので、機会を捉え、関係市町間で協議、調整を行っていく必要があると考えております。

硬質プラスチックのリサイクルにつきましては、8市町間で締結をしております県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、新焼却施設が稼働する令和14年度までに8市町の全域で、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の資源化を行うこととしておりまして、本年7月に定めた県央ブロック焼却処理以外の中間処理体制に関する基本方針に基づき、各市町等において資源化の実施に向けた施設整備、設備の改修などの対応を進めることとなっております。

生ごみ乾燥機の普及につきましては、各市町においてその効果を分析し、住民への普及について検討すべきものと考えております。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 大型車の走行による二酸化炭素の排出についてであります。県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想におきまして、ごみ焼却施設を1施設に集約した場合と、現有する6施設を建て替える場合の温室効果ガス排出量の試算を行っており、ごみの収集運搬と中継運搬より排出される温室効果ガスは、1施設集約化の場合のほうが二酸化炭素換算で6,623トン、16%ほど多いものと試算されておりますが、ごみ焼却施設の電気や燃料使用の効率化等が図られることから、収集運搬から焼却処理までの合計では、1施設に集約するほう

が32万7,000トン、約10%の削減が図られるものとなっており、施設の集約化は温室効果ガス排出量の削減に資するものと考えております。

近隣市町の車の渋滞につきましては、現在進めている環境影響評価において、新たなごみ焼却施設の整備予定地周辺において交通量調査を実施することとしており、その結果に基づき、搬入車両も含めた交通量の推計を行い、施設周辺をはじめ、近隣の市町に通じる周辺道路に搬入車両の影響が生じないように、適切な対応を講じてまいります。

大型車両の運転士の確保につきましては、収集運搬中継施設から新焼却施設までの運搬には、大型車両を使用する見込みであることから、必要となる人員の確保に努めてまいります。

運搬費の概要と負担割合についてであります。現在の試算においては、年間5,200万円ほどの中継運搬費用を見込んでおりますが、今後中継施設の整備に係る基本構想の策定等を通じまして、改めて精査してまいります。また、中継運搬に要する費用の負担割合につきましては、組合規約により、ごみ処理に要する費用と同様に、各市町のごみ処理施設の利用実績に基づく利用割により負担することとなっております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） それでは、再質問をお伺いいたします。

幾つかありますけれども、まず運搬の車でございますけれども、運搬経費というものが大変大きな負担に今後なっていくものと考えます。私どもが視察した上勝町、リサイクル率80%を誇っている、国内ではすごく進んでいる、ゼロ・ウェイスト宣言もしている町であります。この町がなぜこんなにリサイクルを進めているかということの理由が運搬費の増大でありました。町内でごみを焼却するところがなかったために、他市町村に運ばなければならなかった。この運搬費が町の財政を大きく圧迫して、非常に財政難に陥ると。そういうことで、リサイクル率を高めるという町としての取組が始まったということを知っております。5,200万円といたら大した金額ではないと思うかもしれませんが、これが今後大きく増大していく可能性はあると思っております。これが市町の財政を圧迫していく可能性は十分あると考えます。

ガソリン価格も上がってきますし、運転手の確保もそうそう簡単ではないと考えます。そして、今後ディーゼル車、あるいはガソリン車、電気自動車と変わっていくわけでありませけれども、それらの車種を、車をしっかり整えていくということも、この大型車を確保することも大きな負担になろうかと思っておりますけれども、そのことについてのまず推計といたしますか、考えをお聞きいたしたいと思っております。

あとは、細かくなりますけれども、1日578台分の走行が想定されておりますけれども、各市町による分類といたしますか、市町ごとの割合をお聞かせ願いたいと思っております。特に混雑という点では、西バイパスのほうでは、紫波、矢巾のどこのルートを通ると想定をしているのか。宇佐美のところは大変混雑しておりますので、そのことも併せてお聞きをします。

それから、八幡平市が一番遠くなるかと思っておりますけれども、最大の距離で、何キロぐらいで何時間かかると想定をしてきたのかについて、まずお伺いをしたいと思います。

1問目についてもまだお伺いしたいのですけれども、この点だけまず改めてちょっとお聞きしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） まず、運搬がかなりそれぞれの市町で財政を圧迫する、これはそのとおりでありまして、現在盛岡市はじめ7市町それぞれが収集運搬経費を負担しているところであります。そういった観点からも、ごみを運搬する量を減らしていく、そのためにはそれぞれの市町において、3Rの取組を進めていくということは、非常に効果的なのだろうというふうに、我々もそのように受け止めているところであります。

あとは、578台の走行、これの市町ごとの内訳というふうなことであります。578台を積み上げていく段階においては、市町ごとのという資料は調製しているわけではあります、大変申し訳ございません、今手元に持ち合わせておりませんので、後で資料のほうを御送付させていただくなりして、それでお示しできればと、そのように思うところであります。

あと、運搬の距離と時間の部分についてということでもあります。もちろん遠方

からの運搬というふうなことになるれば、相当の時間もかかるし、距離もあるというようになってくるところであります。盛岡広域8市町の中では、葛巻町、そして岩手町、八幡平市、この3つの市町についての新たなごみ焼却施設までの運搬をどのように効率的にするべきなのかというふうなことを、基本構想を発端としまして、8市町間でいろいろ協議をしてきたところでございます。

その結果、葛巻町に収集運搬中継施設を1か所、そして八幡平市に1か所、八幡平市に1か所というのは、岩手町と八幡平市が共同で使用すると、そういったようなことで、中継施設2か所を設置することによって、全体としての収集運搬効率の向上に努めるというふうなことをこれまで話し合ってきたところであります。それを今の事業計画の中に位置づけているところであります。

議員からもお話がありましたように、今後そういった経費がどうなっていくのかという部分、これらは我々も注視していかなければならないところだろうと、そのように思っておりますが、できる限りの効率化をもって、経費の抑制というふうなことにも取り組んでいかなければならないものだろうと思っております。

収集運搬については、各市町の事務というふうなことでありますが、市町間で連携する部分も当然出てくるだろうと思っておりますので、組合としても市町とともに、そういった取組を進めていきたいと考えております。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） それでは、再質問をいたします。

生ごみについてでありますけれども、盛岡・紫波地区環境施設組合の施設は大変大きくて、立派なものであります。ここを利用して、実績があることから、盛岡市の生ごみを少しでも減らすということが、やっぱりごみの全体量を減らす鍵になるのではないかと考えますことから、今後協議をされるということでございますので、ぜひ前倒しといいますか、急いでこの協議をしていただきたいと思います。

事業所あるいは病院、そういうところは事業系のごみでありますことから、収集は比較的楽にできるのではないかと考えます。少しずつでもこの実績を積み上げていくことが、やはり重要になるかと思えます。もう少し具体的なスケジュール、議論のスケジュールについて、まず伺いたいところであります。

それから、生ごみを混ぜるということが、例えば溶融炉等では故障の原因になるということもありますし、温度を上げるためにコークスを燃やさなければならぬというような問題もありますことから、いかに生ごみを減らすかということが、やはり私は大変重要な問題であると思っておりますことから、これを率先して、ほかの事業よりも比較的早めに取り組めるところから取り組む必要があると考え、この質問をしたわけでありますが、その考えについて伺いたいと思っております。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

特にも盛岡における生ごみの資源化、分別収集といったことでありますけれども、生ごみの資源化、特にも分別収集ということになりますと、どのようにして出させていただく、要するに搬出、そのようなところが問題といたしますか、課題になってくるのかなと思っております。今課題と申しましたのは、やはりごみ集積場所からの収集というふうなことで、収集を行っているわけでありましてけれども、小屋型のごみ集積場所が整備されているようなところであれば、生ごみの分別収集というのはしやすいのかなと。ネット型とか、あるいは道路脇にただ置いておくだけというようなところ、様々あるわけですがけれども、その中でも小屋型であれば進めやすいのかなと思うわけでありましてけれども、盛岡市、特に盛岡地域においては、小屋型のごみ集積場所の設置状況というのは、大体2割ぐらいという状況であります。隣の都南地域においては、全体の88%というようなところであります。都南地域においては、生ごみの分別収集と資源化を行っているわけですが、そういったようなこともありますので、これをどのようにして乗り越えていくかというようなことが、まず盛岡市全域と言ったらいいでしょうか、それにおいて生ごみの分別収集、資源化を検討する上でのまずは課題になってくるのかなと、そのように考えております。

また、全体としてのコストがどのように傾いていくのかというようなことも、これも視点としては大きいのかなと思っております。そういったようなことの検討が必要になってきますので、分別収集のスケジュールというのは、今の時点ではまだ具体的にお示しできる状況ではないというところであります。

余談かもしれませんが、生ごみ、これは水分がかなり多いわけでありまして、

特に盛岡の場合ですと、使いキリ、食べキリ、水キリといったようなキャッチで、市民の皆さんに減量を呼びかけているというふうなところでもあります。手搾りをすれば、例えば1日1世帯当たり5グラム程度の減量効果があるといった過去のそういった市民モニターの結果もありますので、そういったようなこともありますので、いずれ市民の皆さんにも協力をいただきながら、そういった取組を広げていければなというところもあります。

また、生ごみのごみ焼却施設の運転に影響を及ぼすとの御質問であります。確かに生ごみを入れることによって、燃焼状態が不安定になるということは、これは物理的にそのとおりなのだろうなと思っております。熔融炉であれば、今議員からもお話がありましたように、コークスの使用量を増やして対応しなければならない部分もありますし、ストーカ炉であっても、やはり燃焼温度が低くなると、それによって施設の稼働が不安定になるというふうな部分もありますので、そういったような部分も合わせて3R、そして施設の安定稼働、そういったようなことをトータルで考えれば、やはり生ごみの減量、少なくとも水分を飛ばすといったような、そういった取組は重要なのだろうなと、そのように受け止めているところでもあります。

◎20番（小川文子君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 20番小川文子議員。

◎20番（小川文子君） スケジュール的には、まだちょっと検討の段階ではないというような答弁でございましたけれども、矢巾町でも岩手医大が移転しておりますし、病院食の残渣についても分別収集されておりますし、特に問題なく推移をしていると聞いております。ですので、大きいところ、病院等では既に生ごみと普通のごみを一緒に入れるというような状況ではないと存じます。ですので、業者にお願ひすれば、生ごみと燃えるごみを分別することは比較的容易ではあると思います。それは岩手医大の例から見ても、問題はないと思われました。

問題は、やはり市民にはなかなか理解が難しいという先般のお話でございましたので、それであれば、まず公的機関、病院等、事業所等、大きいところで理解をいただいて、大きい部分の排出からまず始めていただくと。

あと、小屋形式でないところもあるということなのですが、市営住宅等、県営住宅もでございますけれども、金具と申しますか、屋根はかかっていませんけれ

ども、ちゃんと隔離されているといいますか、できておるところも見受けられますので、そういうところでは十分生ごみの収集は可能だと思います。そういうふうにとりかかるところから始めていただくことがやはり非常に重要であって、まずスタートを切っていただきたいという思いがありますけれども、これは盛岡市、例えば滝沢もそうでありましてけれども、市街地を抱えているところほど、やはり回収が重要であると思います。

矢巾でも、周辺部の方は畑に埋めたりしておりますので、特に周辺部からまで生ごみを集めているわけではありません。そこで、やはり市街地の多いところで特に取り組んでいただけたら、これがCO₂削減にもなるし、溶融炉のいろんな機械の損傷とかのあれにもなるし、何よりも施設規模を小さくできる一番の鍵ではないかと考えますことから、それについて再度お伺いをして終わりにいたします。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

病院などもそうですし、あとその他の公共的機関、生ごみが出る場所というのはあるわけでありまして。そういったようなところが率先して、生ごみの分別、資源化に取り組んでいくということ、これは市民の皆さんに対して、そういった活動を普及していくといった意味からも、生ごみの減量意識などを広めていくという意味からも、すごく重要なことなのかなと思っております。

また、その上で、大きいところを中心にやれば、それがほかのところにも波及していくという効果が期待できると思いますので、その部分はどうのように計画を立てて進めていくかというふうなことが鍵になるだろうなと思うところでもあります。

また、先ほど私の答弁の中で、ごみ集積場所、小屋型のところとそうでないところというふうにお話しさせていただきました。これは、地域によっては小屋型が普及して、それが一般的になっているところもあれば、そうでないところもあるという地域差はもちろんです。その辺のことも踏まえまして、例えば生ごみについて、ここ地区であれば分別収集、資源化が可能である、こっちのほうはちょっと今は無理かなといったようなことで、そういった段階的にといたら

いいでしょうか、一気に全部を対象にするのではなくて、段階的にというやり方も、これは一つのやり方なのかなと思いますし、段階的にやっていく中で、それがモデル効果となって全域に普及させていくという、そういったようなことも期待できるのかなと思うわけでありましてけれども、いずれ生ごみの分別というものは、現時点では実施は難しいのかなという印象は持っているわけでありましてけれども、だからといってできない、だからできないというふうなことで決めてかかるのではなくて、ではどうすればできるのだろうか、どういうやり方があるのだろうかというふうなことを柔らかく捉えながら、ちょっと調査研究をしていくべきことだろうかと、そのように存じております。

◎議長（村田芳三君） 以上で小川文子議員の質問を終わります。

次に、7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 7番高橋悦郎でございます。大きく1点について伺います。

当組合の最高上位の計画であります。盛岡広域環境組合一般廃棄物処理基本計画ということについて、改めて基本的な部分を伺いたいと思います。広域8市町の協定書に基づき、焼却施設以外の中間処理体制に関する基本方針（案）が示されました。以下について伺います。

①、新焼却施設が受け入れるごみの基準を前提に、今後数十年間にわたり稼働する中間処理施設整備計画と思われませんが、計画の新焼却施設の受入れ基準で本組合が目指します3R推進など、ごみの減量化・資源化が本当に進んでいくのか、このことについて伺いたいと思います。

②といたしまして、八幡平市の場合、新焼却施設の稼働後、清掃センターが解体されまして、その敷地にごみ中継施設及び中間処理施設が新設される計画であります。今回、中間処理施設は54億円と工事費が示されました。本組合が進める一連のごみ処理計画で、八幡平市の負担は幾らになるのか、最終処分場も含めて、財源等を示していただきたいと思っております。

以上、伺います。

◎管理者（内館茂君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 内館管理者。

◎管理者（内館茂君） 高橋悦郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

初めに、ごみの減量化・資源化についてであります。新たなごみ処理施設の受入れ基準につきましては、8市町間で締結をしております県央ブロックごみ処理広域化の推進に関する協定において、現在の盛岡市盛岡地域の受入れ基準の範囲を超えないものとしておりますが、同協定では、現在各市町が実施しております分別収集、資源化の取組は原則として継続することとし、新施設の稼働までに8市町の全域でプラスチックの資源化を実施することとしております。各市町等が主体となって、ごみ減量、資源化の取組を進めていくこととしております。引き続き、各市町が連携をしながら、圏域における循環型社会の形成に努めてまいります。

その他のお尋ねにつきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 八幡平市の負担についてであります。当組合が進めております新焼却施設の整備及び運営維持管理については、令和4年度に行った試算に基づき、焼却灰の処理委託費、組合の総務管理費も含めて、令和5年度から新施設の稼働15年目となる28年度までに、ストーカ炉の場合で28億3,600万円と見込んでおりましたが、現在行っている事業費の見直しに基づき、各市町の負担額の試算を進めてまいります。

焼却処理以外の中間処理については、県央ブロック焼却以外の中間処理体制に関する基本方針に基づき、八幡平市と岩手町において共同処理を行うこととしており、2つの市町間で施設の整備手法や財源の検討、負担割合の協議などが進められていくものと認識いたしております。

また、最終処分については、県央ブロックごみ処理体制検討協議会におきまして、圏域における最終処分体制の検討を進める中で、事業費や各市町の負担についてお示ししてまいります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） それでは、再質問させていただきます。

まず、①の件についてであります。新しい焼却施設のごみ受入れについては、現在の盛岡地域の受入れ基準となっておりますが、盛岡地域から収集された令和

5年度の家庭ごみの中には、資源ごみ、品目別に見ますと、古紙が12.8%、プラスチック製容器包装7.7%、紙容器包装1.0%、そして店頭回収品目が1.7%でありまして、23.3%であります。そのほかに食品ロスが7.3%ありまして、30.6%が混入されているというふうに言われております。さらには、生ごみは全体の44.8%と、家庭ごみの半分を占めまして、これが燃やされているわけであります。

その中で、各種プラスチックごみについては、盛岡広域環境組合の基本計画の中で、資源化を進めるということが明確に示されております。このプラスチック系の資源ごみについては、国からの交付金を受けるための条件になっておりまして、これはどうしてもやらなければならないというわけで、こういう位置づけにされているわけであります。

このように、受入れ基準を現行の盛岡地域に合わせて焼却していくことは、ごみの減量も資源化もなかなか進まないということになるのではないのでしょうか。そして、以上のごみ分別基準のままで、高額な中間処理施設の整備を進めることになっていきますから、このまま何十年間も進んでいくと、この分別を続けるのでは、こういうふうに分別を続けていくということではなかなかならないと。例えば生ごみの資源化のための処理施設の整備など、当組合の中で検討を行ったことがあるのか、この辺を最初に伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

ただいま盛岡市の分別の状況について御紹介いただいたわけでありまして、そのとおりでありまして、可燃ごみの中に生ごみが四十数%入っている。また、生ごみ以外であっても、本来であれば資源のほうに回さなければいけないもの、そして搬出していかなければいけないようなものも出ているということも、これは事実であります。

盛岡市といたしましてなのですけれども、いずれ分別の徹底というふうなことをこれまでも取り組んできているわけでありまして、なかなかそれが改善されない状況であるというのも、これもまた事実であります。これは、ごみ処理広域化と併せて考えたときに、各市町の事務だというふうにしてしているわけでありまして3Rの取組でありますけれども、とは言いながらも、ごみ焼却施設のほうに持ち込

まれるものが、このような資源となるようなものであるとか、そういったようなものが数多く含まれているというのは、これは組合側としても、ただそれを受け入れるだけということにはいかないだろうという、それはそのとおりでありますので。

では、具体的にどのように今後対応していくべきなのかということでもあります。やはり各市町において、そういった分別の徹底というふうな部分をまずは住民の方に呼びかけていただいて、それを徹底していただく、これに尽きるだろうなと思っております。

また、盛岡に合わせることによって分別が進まないのではというふうなことでありますけれども、他市町におきます可燃ごみへの資源の混入状況がどうなのかというふうなことと併せて判断していかなければいけないのかなと思っております。その上におきまして、やはり広域施設は盛岡にというふうなことになった場合には、それまで盛岡で焼却していなかったものを広域に合わせて焼却処理をするというふうなことをやりますと、では盛岡市として今までよりも焼却対象物が増えるというふうなことになる場合も考えられるわけです。そうではないだろうというふうなことがありますので、したがって、現在の盛岡市の盛岡地域における焼却対象物、これは遵守していただくのだということをございます。

付け加えますと、その上において、各市町がそれぞれそれまで取り組んできた最終的な分別、資源化の取組は、広域化の下でもこれは継続していくのだというふうに、併せてそれを位置づけていくということでもあります。

また、もう一点であります。生ごみの資源化というふうなことについて、広域環境組合として、これまでつくった整備などについて検討したのかというようなことでもあります。生ごみの処理としては堆肥化、あとはメタンガス回収して、それで発電をするという、そういう2つ方法に大別されるのかなと思っております。

堆肥化の部分については、恐れ入りますが、検討の当初から、それは全域でというふうなことを位置づけるのはちょっとどうなのかなということもありましたので、検討の対象とはしていなかったところではありますが、メタンガス回収というふうなことについては、施設整備検討委員会の中でも処理方式としてどうなのかなというふうなことは、検討した経緯、経過がございました。

ただ、やはりどうしても多大なコストがかかるというふうな部分でありますとか、また施設を2つ整備するというようなことは、それに見合った整備用地が必要になってくる、そういったようなこともございましたので、また全国でも採用されている例はあると言いながらも、それが本当に一般的になっているとまでは言えない状況もあるのかなど。そういったようなことを様々検討させていただいた上で、広域としては生ごみの処理の施設の整備というふうなことは、それは施設整備計画の中に位置づけていないという状況であります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 生ごみの分別、資源化については検討してこないということですが、今回の当組合の基本計画、最上位の計画で、その位置づけがごみの資源化、減量化という部分については、改めて伺いますけれども、どういう位置づけになっているのか、まずこれを1点伺いたいと思います。

それから、焼却施設を造っていくということで進んでいるわけですが、併せて中間処理施設が今示されました、具体的な内容を含めて。結局この施設を一旦造ると、20年、30年使っていく施設になるわけです。そこに新たなごみの分別をするような施設を造っていくということになると、また余計お金がかかるわけでして、どうして中間施設を今回計画する中で、そういう生ごみとか、それ以外の様々な分別できる、減量できるような、そういうことができる施設ということで検討しなかったのか、そこを確認したいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 盛岡広域環境組合の最上位計画である一般廃棄物処理計画の中で、減量をどのように位置づけているかということでございますが、減量の目標の部分というのは、まず各市町の基本計画がございます。そちらのほうで各市町の地域性、地域事情、またこれまで取り組んできた、あるいは今後取り組んでいく、そういった減量、資源化の取組、それを全部織り込んで、将来的にどのような搬出量になっていくのかというふうなことを専門的に推計している内容になっているものと受け止めております。

そうやってまいりますと、それらをその上に置いて、排出されるごみを適正に

処理するという部分が盛岡広域環境組合の大きな使命なのかなというふうに受け止めておりますので、したがいまして、盛岡広域環境組合における一般廃棄物処理計画での将来の予想量というのは、これは各市町において算定した将来搬出予想量、これらを全部積み上げていったものということになっております。

その上で、各市町のさらに減量化ということについて検討してきているわけがありますけれども、これらを併せて組合のほうではさらに計画書に合わせていくと、そういうことになっているのかなと思っております。

また、中間処理施設を一回整備すると、その後20年、長期にわたって使用することになるのだから、それであれば最初から生ごみなども含めた長期的なビジョンに立って、施設の配置、整備をするべきではないかという趣旨の御質問であります。全体としては、そのとおりでらうなと思うわけであります。ただ、施設を整備するといった場合には、それが確実なものとして整備をしなければならないだろうと思っております。

そうした場合に、先ほどの繰り返しなるかもしれませんが、生ごみについてはまだ全域で確実に実施できるかどうかというふうなことは、いろんな意見はあると思うわけであります。したがいまして、まず適正処理というふうなことを優先して考えなければいけないというのも、それも一つの我々のミッションと申しますか、そういう部分でもありますので、そうなってくると現在行われている焼却処理、これを継続して、それで効率的に実施していく、そういったような観点から、今事業計画を立案し、それに基づいて事業を進めている、そういった状況であるということについては、御理解いただきたいなというふうに思うわけあります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） 例えばプラスチック系のごみについては、これは交付金を受けるための要件ですので、何が何でも実施しなければいけないということで位置づけました。そして、供用が始まる14年度までには全ての市町で実施しようというので進んでいるわけです。こういうことができるわけです、位置づけると。これ生ごみもこの位置づけをすれば、できるのではないですか。14年度までには無理かもしれませんが、そういう位置づけが私は必要ではないかと。今ま

でどおりの範囲での分別、資源化、こういう状態になっているのです、計画そのものが。そうすると、当組合の基本計画で言っている最も大切な3Rに基づいた減量化、資源化、これはやっぱり進んでいかないと、このままだと。そういう位置づけはできないのか、改めて伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

プラスチックについては、確かに交付金制度上、当組合の事業計画に重ねていきますと、施設が稼働するまでに全域においてプラの分別収集、資源化を実施しなければ、これは交付金の面でちょっと不利に働くというのは、それは事実であります。しかしながら、プラについてはプラスチック資源循環促進法という法律の施行、これが根底にありまして、その上において8市町というふうな、そういう視点ではなくて、全国において資源化、リサイクルの促進を図っていこうという、そういう趣旨でありますので、そういった側面もあるということであります。もちろん財源として、国費を安定的に財源計上することができるというのは、それは事業を進める上ですごく大切なことでもあります。

生ごみも同じようにできるのではないかというようなことでもあります。基本的には、プラであれ生ごみであれ、そういった同じ考え方、資源化できるものについては積極的に支援していくという、それは姿勢としてはそのとおりのだろうなと思っております。組合におきまして、施設整備に係る基本方針として、廃棄物エネルギーを有効活用し、カーボンニュートラルに貢献するでありますとか、そういったようなことも位置づけているわけでもありますから、これはそういった資源化できるものについては積極的に資源化していくのだというふうなことにも通ずるものだろうと思います。

その上において、では生ごみについてこれから改めて資源化について何かかじを切ることができるかということ、すぐには難しいだろうなというのが、これが現実的のところだろうというふうな受け止めております。

しかしながら、だからといって、将来的に何もしないというふうなことを申し上げているものではありません。先ほど、できるところからやっていくというふうなお話もさせていただいております。まさにそういうところから始めていくと

ということが、取組を広げていくきっかけの第一歩なのかなというふうに思いますので、それはいろいろ議員の皆様から御指摘いただいておりますことでもありますので、それは事務局としてもそれを受け止めて、どのように具体化していくかというふうなことは、今後検討を継続していきたいと、そのように考えるものであります。

◎7番（高橋悦郎君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 7番高橋悦郎議員。

◎7番（高橋悦郎君） これからでも私は決して遅くないと思います。そういう生ごみの資源化については、やはり検討していくべきだというふうに思います。

次に、当市に造られる中間処理施設について伺いますが、検討委員会のほうで示した計画によりますと、54億円かかる施設だと、こういうふうに表示されております。これは、隣の岩手町さんと共有して使っていく施設というふうになっておりまして、実は当市の9月議会でこういう計画が示されたということを知りまして、びっくりしたわけです、こんなにかかるのかと。ほかの議員さんも、皆さん本当に驚いています。あわせて、この後今度は最終処分場の建設があるわけですので、ここでまたどういう負担が出てくるのかと、非常に心配になるわけです。

盛岡の焼却施設の当市の負担、先ほど示されましたけれども、示された金額というのは、トン当たりの単価というのは幾らで試算したものなのか。昨今、資材の高騰、人件費の高騰等が続いておりまして、4年ほど前に示された数字では到底いかないだろうと思いますが、実際今試算できる焼却施設の負担の金額はどれぐらいになるのか、それから中間処理施設はこうやって出ましたが、もう一つの最終処分場、この負担もどうなるのかと。もうどれも数十億円単位なのです。非常に心配なわけです。その辺は出されないものでしょうか、伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 順番にお答えしてまいりたいと思います。

まず、八幡平市に整備する焼却以外の中間処理施設の整備費用が53億というお話でありました。これは、現在の施設を継続使用せずに全部新設するといった場合には、このくらいの費用が見込まれますよというふうなことでお示しさせていただいたものであります。中間処理施設については、全てにおいて新規に整備し

なければならないということではなく、現在ある施設を有効に活用するというふうなことをも一つの体制整備、体制の確保だろうと思っておりますので、したがって、その部分につきましては、このケースであれば八幡平市さんと岩手町さんとの間でまずは協議していただいて、もちろんその中に組合員も関わっていくことにはなるだろうと思っておりますので、そういったようなことでお示しさせていただいた数字であるというふうなことであります。

また、お示ししている事業費の部分、これは単価は幾らで見込んでいたのかということでもあります。焼却施設については、令和4年度ですか、このあたりで試算資料をお示ししたのがあるわけでありまして、そのときは、処理方式をストーカ炉とした場合には、単価については6,300万、これを熔融方式とした場合にはトン当たり7,200万、いずれもトン当たりというふうなことであります。といったことで、これを基にして事業費を積み上げて算定していったということでもあります。

なお、6,300万、7,200万というのは、全国における整備事例などを基に、当時は500トンという処理能力を置いておりましたので、500トンを整備する場合には、その場合の単価は幾らになるかというふうなことで、設定させていただいたものというふうなことになります。

最後に、最終処分場に係る各市町にかかる負担の部分ということでもあります。これは、どのような体制にするのかということがまず重要であると思えます。その上で、全体として1施設に集約化するべきなのか、それとも複数施設を整備するべきなのかといったようなこと、またそれが組合において管理、所掌するのか、それとも組合ではなくそれぞれ関係する市町間で所掌するのかなどなどの条件によって、それぞれの市町にかかる負担というのは変わってまいります。まずは、どういう体制が一番望ましいのかというふうなことを8市町間で協議をしていかなければなりません。その中では、ではこうした場合には、それぞれの市町にそれぞれどのくらいのコストが必要になってくるのかということも、それも併せて検討していくこととなりますので、今時点でお示しすることはできませんが、申しておりますように、今年度最終処分体制の検討というのは、体制検討協議会の中では大きな事務になっておりますので、まずはその部分を粛々と進めていく、それに注力していきたいと、そのように考えるものであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で高橋悦郎議員の質問を終わります。

日程第5、認定第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お手元に配付しております議案書をお開き願います。認定第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をいただくため提出するものであります。この議案書のほかに、別冊の令和5年度盛岡広域環境組合歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

初めに、決算書の2ページをお開き願います。歳入につきましては、歳入合計の予算現額1億7,442万1,000円に対しまして、収入済額は1億7,214万2,668円で、予算額に対する収入済額の比率は、小数点以下第2位を四捨五入いたしまして、98.7%でございます。

次に、4ページをお開き願います。歳出につきましては、歳出合計の予算現額1億7,442万1,000円に対しまして、支出済額は1億6,842万9,111円で、執行率は96.6%、不用額は599万1,889円となっております。

歳入歳出差引残額は371万3,557円となり、これを令和6年度に繰り越すこととなります。

なお、決算の主な内容につきましては、会計管理者から御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（村田芳三君） 当局からの提案理由の説明が終わりました。

審議に先立ち、会計管理者から決算の概要についての説明があります。

長澤会計管理者。

◎会計管理者（長澤晋君） それでは、令和5年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。お手元にお配りしております決算書7ページから12ページまでの事項別明細書に沿って、主な内容を御説明いたします。

最初に、7ページをお開き願います。初めに、歳入でございますが、第1款分担金及び負担金は、事務局運営に要する事務費や職員の人件費などに係る各市町の負担金でございます。

第2款国庫支出金は、環境省より交付決定を受けた循環型社会形成推進交付金を収入したものでございます。

第3款繰越金は、前年度の歳入歳出差引残額を繰り越したものでございます。

第4款諸収入は、預金利子のほか、雑入として県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会の解散に伴う決算剰余金、県央ブロックごみ処理体制検討協議会が利用した複写機の印刷経費相当額を収入したものでございます。

第5款組合債は、対象となる事業に充当する一般廃棄物処理事業債を収入したものでございます。

9ページをお開き願います。歳出でございますが、第1款議会費につきまして、議会運営に係る議員の報酬及び費用弁償、消耗品の購入費でございます。

第2款総務費は、組合の管理に係る事務経費、広報事務に係る委託料、事務用備品及び公用車の購入、派遣職員の人件費について派遣元の市町への負担金、監査委員の報酬及び費用弁償でございます。

11ページをお開き願います。第3款衛生費は、施設整備検討委員会委員の報酬及び費用弁償、消耗品の購入費のほか、施設整備に係る各種委託業務でございます。

以上、一般会計歳入歳出決算についての説明を終わりますが、決算書のほかに地方自治法第292条において準用する同法第233条第5項に基づく実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する報告書を提出しておりますので、併せて御参照願います。

以上でございます。

◎議長（村田芳三君） 会計管理者から説明が終わりました。

引き続き、監査委員から審査意見の概要の報告をお願いします。

高橋監査委員。

◎監査委員（高橋宏弥君） 地方自治法の規定に基づき、令和5年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について審査を実施し、管理者宛て審査意見書を提出いたしましたので、その概要を御報告申し上げます。

審査の結果、決算書類等は法令の規定に準拠して調製されており、また決算書類等の計数は関係書類と照合した結果、正確であると認められました。予算の執行につきましては、おおむね適切かつ効率的、効果的に処理されているものと認められました。

以上、一般会計の決算審査意見の概要について御報告申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の審査意見書を御覧いただきたいと存じます。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 監査委員からの審査意見の概要の報告が終わりました。

これより審議を行います。

認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 通告に従い、質問いたします。

認定第1号の予算書の11、12ページ、3款1項1目12節の委託料について、2事業について伺います。

最初に、ごみ処理施設整備予定用地測量業務委託料についてですが、これは補正で出た案件だと思えますけれども、当初測量及び登記等業務委託料2,100万ほどで予算化したことだと思えますが、これの名称が変わった理由について伺います。また、この測量について業務が完了した結果の内容について伺います。というのは、これについては多分対象地権者数とか筆数等が確定したと思うのですが、その成果について伺います。

2つ目ですけれども、同じ款項目節ですけれども、ごみ処理施設整備予定地地質調査業務委託料について伺います。調査結果の概要、特に気になるのが支持地盤等の結果についてどうだったのか伺います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） 委託の対象が測量及び登記等業務委託から測量業務委託に変更になったということでありまして。令和5年度におきましては、整備予定地内の土地について、一筆ごとに境界、面積を調査いたしまして、地積測量図の作成、また地権者さんの立会い・確認、こういったことを行ったものであります。

登記業務は、用地取得時に行うこととなりますものですから、したがって委託名称を変更して実施することになったということでもあります。

なお、業務成果であります。概要といたしましては、対象地内の地権者の数、個人の方が25名、また企業等が4名、ほかに国、岩手県、そして盛岡市のそれぞれの土地がありまして、これを合わせました地権者の数は34名というふうになっております。

なお、筆数につきましては、個人所有、企業等所有、公共所有等を合わせまして、122筆となっているということでもあります。

次に、ごみ処理施設整備予定地地質調査業務委託の調査の結果であります。構成予定地の表土といたしまして、礫混じり粘土、また礫混じり砂、こういったようなものがあり、その下には沖積層として玉石混じり砂礫、これが自然堤防を構成するものとなっていると、そういったような分布状態になっているわけでありまして、したがって、地層の特徴から見たら場合に液状化のリスクは高くないということが言えると。

また、地盤の強度を示すN値であります。これは支持層としての目安となるN値50以上を確認することができておりますので、したがって、支持層の条件を満足するという調査結果になっているといったようなところであります。

この調査結果を基にいたしまして、今後も要求水準における基礎構造について検討していきたいと思っております。

◎9番（藤原治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 9番藤原治議員。

◎9番（藤原治君） 最初の事業のほうですが、要は登記まで行かなかった、用地まで交渉して登記ということで、当初予定していたところまで進まなかったというふうに理解してよろしいのか。というのは、用地が確定するということは、地権者と会って確定をして、立会い等もすると思うのですが、要はスムーズに地権者の方が区域として協力していくという雰囲気の中で確定したのかどうかというのがちょっと気になったので、質問したところです。その辺のところ、差し支えなければ教えていただきたいと思います。

それから、地質のほうですが、今N値というか、支持層で液状化の心配はないということで安心はしたのですが、ということは今後施設を建てていくときの基

礎地盤、今多分かなり地震等に対して強固だと思うのですが、想定以上の費用がかかるという地盤ではないというふうに理解していいのか、その点について伺います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） まずは、測量のほうになります。登記の部分になりますけれども、まずは今の土地の面積、各所有者さんの面積を確定するというところで、土地家屋調査士に委託してお願いしたと。地権者さんの現地を確認してもらって、それで土地を確定したということであります。立合いの段階で、事業の中身とかを説明はしております。まだ用地の買収の段階ではありませんので、用地買収についてのお話等はしておりません。用地買収については、令和8年度からかなということ考えておるところであります。

具体的な地権者さんと話した概要につきましては、用地買収に賛成とか反対とか、そういう話は特にありません。ただ、事業の話については聞いていただいております。特に用地を売らないとかという話までは、我々は聞いていないところであります。なので、登記については用地の買収時点に契約することになりますけれども、その時点で土地の面積が違う場合には、まず地積更正といった登記をします。その上で契約ということになりますので、登記については後ほど行うということになります。

あとは、地質のほうになりますけれども、議員おっしゃったとおり固い地盤であると、我々も調査結果を得ておるところです。なので、基礎の設計、施工に当たって、特段大きな事業になるというふうには、今のところは考えていないところであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で藤原治議員の質問を終わります。

次に、5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 先ほどの一般質問でも様々な議論があったところでございますが、決算認定に関連して、私からも伺いたいと思います。

令和5年度事業といたしまして、ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託料として3,610万何がしが支出されております。その内容について、まず第1、一般処理廃棄物基本計画が策定されましたが、その基本的内容と、その計画にパブリ

ックコメントなどの住民意見はどのように反映されたのか、ごみの減量目標がどのように定められたのか、その根拠はどこにあったのか、お願いしたいと思います。

その2、施設整備基本計画策定については、その進捗と今後の取組方針を伺いたいと思います。これまでに何が決まったのか、今後検討している課題等について、改めてまず伺いたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

まず、基本計画の基本的な内容ということであります。令和6年3月に策定いたしました盛岡広域環境組合一般廃棄物処理基本計画、こちらは広域化によるごみの適正処理を推進し、循環型社会の構築と脱炭素社会の実現に貢献すること、これを基本理念として掲げているところであります。その上において、構成市町のごみ減量目標等との整合を図りながら、組合が共同処理することになる可燃ごみの処理、またごみ焼却施設の整備、こういったものに係る方針を定めているものであります。

計画の策定に際しまして、パブリックコメントを実施したわけではありますが、延べ103名から360件の意見が寄せられました。その中には、広域化によって、現在構成市町で実施している分別収集、資源化の取組が後退するのではないかと、また整備予定地周辺への環境影響が心配だ、また2050カーボンニュートラル、こういった流れに逆行するのではないかと、そういったような御意見がありました。計画におきましては、これらに対する施策を講じていくということについて、ごみの適正処理に関する基本的事項に定めているものであります。

また、ごみの減量目標の設定とその根拠であります。構成市町のごみ排出量の将来推計値を基にいたしまして、今後全域で取り組むこととしております製品プラスチックの分別、資源化による減量効果などを考慮いたしまして、圏域におけるごみ排出量の将来推計値を見込んでいくというところであります。

なお、圏域におけるごみの減量、資源化につきましては、ごみ処理広域化の下でも各構成市町が主体となって、それぞれの地域特性を生かし、それぞれの住民の皆様と協働しながら進めていくということとしております。当組合といたしま

しても、各構成市町と連携しながら取組を進めてまいりたいと、そのように考えるものであります。

次に、施設整備基本計画において、施設整備検討委員会を調査し、これがどのような事柄について決定してきたのかということであります。まず、令和5年度であります。施設整備検討委員会を4回開催する中で、施設整備に関する基本方針といたしまして、周辺環境の保全等安全安心に配慮した施設、また廃棄物エネルギーの有効活用、カーボンニュートラル社会へ貢献、また経済性・効率性に優れた施設とするといったようなことを基本方針として定めた。

また、2点目としましては、施設規模、これは先ほど来お話しさせていただいております日処理量を438トンにするということであります。また、ごみ処理方式に係る選考なども行っております。また、公害防止基準値であります。こちらのほうにつきましても、法定の基準値、そして現在の盛岡市のクリーンセンターの自主規制値、これらを踏まえて、ではどのような規制値にするかというようなことについても検討を行ったものであります。

若干触れますと、窒素酸化物、これについては盛岡市クリーンセンターでは100ppmとしているものを50ppm、2分の1にしようということありますとか、またダイオキシン類について、これも盛岡市クリーンセンターでは0.1ナノグラムとしておりますのを、新施設においては0.05ナノグラムというかなり厳しい基準なのかなと思っておりますが、そういった基準値の設定については検討を図ってきたということあります。また、煙突高については59メートルでありますとか、またその他耐震基準などについても調査審議を行ってきたということあります。

また、令和6年度におきましては、2回ほど委員会を開催しておりますが、災害時の有効活用方法でありますとか環境学習機能について、また施設の配置計画などなどについて調査審議を行ってきているところであります。

繰り返しにはなりますが、令和6年12月以降、7回目の委員会を開催する、そしてもう一回開催する中で、パブリックコメントなども実施しながら、計画の策定につなげていきたいと、そのような方針で思っております。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） ありがとうございます。今パブリックコメントの御意見も取り入れるというお話だったわけでございますけれども、しかし、例えば循環型社会形成、脱炭素社会に資する施設にするのだと、計画だということでありながら、果たして計画はそうなっているかということ。ごみ減量計画、これは減量計画ではなくて推定なのです。つまり各市町の今までの流れを推計すればこうなるということにとどまっている。果たしてこれが脱炭素、資源循環型に資するかということになると、決して取り入れたことにはならないのではないかというふうに思うわけです。

先ほど高橋悦郎議員さんがお話しされましたけれども、今盛岡地域の可燃物として処理しているごみの中には、減量する要素がたくさんある。その代表は、盛岡です。先ほどお話ありました44.何%の生ごみ、あるいは23%の可燃に含まれている資源、さらには食品残渣、先ほどの質疑の中でも、それを3Rにして減量することが必要だという認識は示されましたけれども、今度の計画の中で、その減量の余地についてどう切り込むのかという視点は全く希薄です。推計だけです。

盛岡だけではありません。他の自治体のごみの中にも、多分盛岡とは違う組成になっているのではないかというふうに思いますけれども、それぞれのところでどれほどの減量の余地があるのか、ここを捉まえた上でしっかり目標を持つ、目標がなければ成果は出ないのです。

そういう点では、本当にパブリックコメントの意見が活かされたのかという点からいうと、活かされていない。計画では、燃やすごみの量を12.5%減ということですが、さらに大きな余地があるにもかかわらず、ここに手がついていないのではないかというふうに思いますが、それについてお願いしたい。

それから、ごみ処理施設の整備検討委員会の進捗でございますけれども、いろいろと環境基準、厳しく決めたということです。さらには438トンと、当初の500から減らしたよというお話でしたけれども、この438トンというのは、先ほど言った12.5%という数字の基になっているわけです。果たして本当に循環型、脱炭素に資する目標の下に立てられているのかということになれば、私は再検討が必要ではないかというふうに思いますが。

あわせて、いかに環境基準が厳しくなったとはいえ、燃やす量が増えれば、それだけ排ガスに含まれる有害物質の総量は増えるのです。割合ですから、総量は

増えるのです。その総量の中に、排ガスの中に含まれている有害物質が周辺の住民の生活環境、その他の自然環境等、どう影響を与えるのか、これを基にいろいろ計画しなければならないわけですが、先ほどお話あったように煙突の高さは59メートルと決めたと。盛岡クリーンセンターは88メートル、それよりも約30メートル近く低い煙突にするということは、それだけより周辺に有害物質が降り注ぐということになってしまうのではないかという懸念があるわけです。59メートルに決める当たって、先ほどちょっと質疑を全員協議会でしましたけれども、それによる飛散の可能性とか、あるいは風等による影響とか、それらについては他の自治体の事例を参照したと。しかし、他の自治体の事例を参照にして済む問題ではないのです。今予定されている計画地域で、どんな気象条件があるのか、どこにどう降り注ぐのかということ踏まえた上で、その影響を見ないと、本当に周辺地域への環境負荷を軽減するということにはならないと思うのですけれども、それらについては改めて、どう検討して今のクリーンセンターの88メートルよりも29メートルも低くてよいという結論を出したか、この点をお願いしたいと思います。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

まず1点目、推計値であります。御指摘のとおり、各市町での目標値、これを積み上げて推定してきたということであれば、組合自体の目標がないのではないかと。目標がないのであれば、それは成果を図ることができないという御指摘であります。ちょっとこれをどう捉えるかという内部でも議論があったわけですが、逆に盛岡広域環境組合が各市町のごみの排出目標の部分もリードして目標値を策定することができるのかという部分も併せて、様々検討したわけであり

ます。

そうなってくると、やはり繰り返すにはなるかもしれませんが、それぞれの地域の事情、地域の特性などに応じて地域が自律的にとといいますか、自発的にそういった3Rの取組をしていくということが、やはり要なのではないかと、そういう考えに至りました。

そういったようなところから、組合として独自の目標値を設定するというよう

なことではなくて、その目標設定の部分も含めて、3R全般を各市町が主体となってというふうな、そういう考え方になっていったわけです。その結果、組合計画においては目標値、推計値、様々な言い方はあるかと思えますけれども、結果としては各市町の計画のごみ全部を合わせたものというふうにさせていただいたというところであります。

しかしながら、各市町がそういった目標を定めており、それで組合が独自に目標を定められていないからといって、組合がそういった3Rでありますとか、循環型社会の形成に向けて、各市町任せであるという話になるのかどうかというのは、これはやっぱり様々な議論があるところだと思っております。役割分担といたしまして、組合の役割、あとは構成市町の役割、その役割は一体となった上で圏域における循環型社会の形成というようなことが問われるのだらうと、そのように考えるところでもあります。したがって、これは組合のほうの計画としては3R、あるいは各市町の計画、こちらの吸い上げ方というようなことではないのかなというふうに思っておりますが、その部分については、引き続き計画の在り方などについては、組合各構成市町の間で様々な議論していかなければならないことなのかなというふうに思っているところでもあります。

また、12.5%の減量目標に基づいて438トンと提言したのかという御質問がありました。438トンにする過程におきましても、各市町と組合の間で様々な種類の排出見込みをどうみるのかというお話がありました。その上で、最新のトレンド、また今後も減量への取組など、そういったようなことも全部含めまして、それで令和14年年度時点では日処理量438トンというようなことが適当だろうと、そういう判断に至ったものであります。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 煙突高の設定のところでもありますけれども、煙突高の設定については、午前中のときにお話しした内容の繰り返しにはなりませんけれども、全国での同規模施設での煙突高ですとか立地条件が類似する施設、同じような施設規模、そしてもちろん盛岡市のクリーンセンターの状況、煙突の出口での排出基準ですとか、周辺の測定状況も確認しております。その上で、59メートルの438トン規模レベルのものについて、事例が1件ありましたので、その事例を

確認しております。その事例においても、煙突出口の基準で周辺地での基準についても満足していることを確認しております。それがあることから、59メートルというふうに設定したものであります。

当地での状況は実際どうなのだという点に関しましては、今現在進めております環境影響評価の現地調査によって、どのようになるかというのを確認いたします。その上で、どのような拡散の状況になるとか、どのようなものが降り注ぐというのですか、それについても確認をいたします。シミュレーションしたいと思います。その上で、環境影響評価の目的のところでありますけれども、影響が少なくなるような形で排出の煙突のほうの設備というのでしょうか、そちらのほうで考えていくということで進めているものであります。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 今の煙突高につきましては、午前中もちょっと全員協議会の場でもやり取りしましたけれども、全国のどこの施設を参考にしたかということは、私は存じ上げませんが、やっぱりそこもきちっと、今回予定している地域の自然条件、地形的な条件というのは違うわけです。だから、それを参考にしたから、この周辺の住民に対する影響はないのだと言い切れるかということからすると、やはり煙突高を決めるに当たっても、現状の予定地における影響について、環境影響評価というのは詳細とまではいかないまでも、一定の検討を、現地に応じた比較検討をして定めるべきではなかったのかと。

そういった点から言えば、やはり周辺環境に対する、住民に対する環境影響悪化について、本当に最後まで責任を持って決めたのかということになると、私は疑問は残ると思うのです。冒頭に申し上げたように、盛岡のクリーンセンターは88メートルというふうにお聞きしましたが、それよりも29メートルも低くて大丈夫だという判断が本当に正しかったのかということをお聞きしたいというふうに思うのですけれども。少なくとも、他の事例がいいからということではなくて、ここの建てる予定地に応じた比較検討をすべきではなかったというふうに思いますが、いかがでしょうか。もう一回お願いしたいと。

それから、事務局長さん、12.5%でどうだったのですかとお聞きしたら、3Rは各自治体なのだと。それぞれの地域の実情や取組の歴史に応じて進めることが

必要だと。いや、これは私たち前から言ってきたことなのです。やっぱりごみ減量、資源化というのは、それぞれの地域の様々な環境があるわけです。産業構造の違い、人口密度の違い、そして歴史をもってこの間いろいろと取り組んできた。しかも、ごみ処理というのは、どれかを切り離して完結する事業ではないのです。収集分別、資源化、中間処理、焼却以外の中間処理、リサイクル、そして最後に残った最終処分と、これ一体で行われるのが本来のごみ処理なわけです。それを燃やすのだけ一緒にやるということになるから、今言ったような矛盾が出てくるのだらうというふうに僕は思うのです。全体として、それぐらいの目標にして施設規模も決めると。決まったら、その分燃やすのです、集めて、ということになってしまうわけです。そういった点から見れば、循環型、脱炭素社会に貢献するのだと、それを目標にするのだと言うのであるならば、この施設規模についても、施設全体についても、どの市町にどれだけの減量のポテンシャルがあるのか、そこを踏まえてやっぱり計画を立てるのが、本来筋ではないかというふうに思いますけれども、そうならなかったことについて最後お願いして、3回目ですので、質問を終わります。

◎事務局長（森田晋君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 森田事務局長。

◎事務局長（森田晋君） お答えいたします。

私も様々な場面で、ごみの処理に関しては、収集、中間処理、最終処分、これらをパッケージとして捉えていくことが重要なのだということは、繰り返しお話しさせていただいてきたかと思っております。その中で、盛岡市をはじめとする広域8市町が取り組んでいる県央ブロックのごみ処理広域化、これは基本構想におきまして、焼却をまずメインに広域化していこうということの、そういう取組になっているものでございます。

直接的には、平成27年に策定した県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想、これがその根拠になっているわけでありますが、その前段といたしましては、国の通知であり、また岩手県ごみ処理広域化計画などなど、そういったようなものがあつたわけでありまして。そうすると、市町村である私どもとしても、そういった中で効率的な処理というものを打ち出していかなければならないという、そういった事情があつたのも、これもまた事実であります。

ただ、それを進めていく中で、議員から繰り返し御指摘いただいているような減量、資源化、そういったようなものというのは、やはりほかの中間処理、最終処分などと一体になって進めてこそ進捗に重みが出てくるのだという、そういうメッセージをいただいておりますので、我々もそういったことは真摯に受け止めながら、そういったような、今後も廃棄物処理をしっかりと実践していかねばならないだろうなど、そのように考えてはおります。

その上におきまして、現状といたしましては、やはり適正処理体制を確保していく上では、現在の計画に基づいて、しっかりとしたごみ焼却施設、これを整備していかねばならないという、これも事実であります。私どもとしましては、これにしっかりと、広域化に取り組んでいくということが大きなミッションだというふうに思っておりますので、いろんな方にいろんな御意見があり、様々御指摘をいただいているところでありますが、まずは計画をしっかりと進めていかねばならない、そのように認識しているところであります。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） 煙突高についてであります。

すみません、繰り返しにはなりますが、いずれ59メートルに設定した部分については、全国の同規模施設での立地条件です。国道近く、周辺に住宅があるとか、その施設について、その煙突から出る排出ガスの濃度とかを比較というか、それを参考としていますし、周辺の拡散した後の廃棄物の濃度についても確認しております。その上で、施設整備検討委員会において、59メートルということの確認がされたということでもあります。

環境影響評価を実施していますけれども、その調査の中で引き続きと申しますか、こういった風向、当地の気象条件においてどうなるのかということは確認をさせていただきまして、いずれ地域において安全で安心な施設を目指すということで考えているものであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で庄子春治議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後 3 時20分再開

◎議長（村田芳三君） 再開します。

議案質疑を行います。

18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 私の通告なのですけれども、藤原治議員とかぶっております、再質問からでよければ、再質問からでいいでしょうか。通告をまず言うてからのほうがいいでしょうか。ごみ処理施設整備予定地用地測量業務委託料についての質問だったのですけれども、先ほど用地の地権者は聞きましたし、それから賛成とか反対とかではないということだったので、その質問については再質問からでよろしいでしょうか。

◎議長（村田芳三君） はい。

◎18番（及川ひとみ君） それから、ごみ処理施設整備予定地の地質調査業務委託料についても、藤原治議員とかぶっております、ただどのような調査が具体的に行われたかはお聞きしたいと思います。

では、1点目については、用地測量のことをお聞きしたいのですけれども、先ほどの答弁では、賛成とか反対とかではなくて、測量に関して事業の説明をして、地権者立会いの下で行ったというふうに答弁をお聞きしましたけれども、私令和5年度の補正予算のときの議事録を見ましたらば、用地測量については、前課長の答弁では、測量についてはきっちりしたものではないのだと。ここからここまでお願ひしますというふうにするわけなのだけれども、建設する場所がはっきり決まったという状態で発注する、測量するというものではまだございませんという答弁がありました。ですが、先ほどの答弁だと、地権者立会いの下、何筆というきっちりしたもので出されているのですけれども、その辺のところについてはお伺ひしたいなというふうに思います。

それから、普通、一般的にはといいますか、測量をかけるときには、大体用地を買い取るとか契約とか済んでから決まってから測量するというのが、家とか宅地とか、そういったものではそういうものではないかなと思いますけれども、まだ賛成とか反対とかの意思が決まっていないうちで測量を行ったということで、決算に関わる部分ではない関連になるのですけれども、もし賛成、反対とかということが出たときに、また測量し直すようなことにならないのか、その辺のとこ

ろをちょっと関連でお聞きしたいなというふうに思います。

それから、地質調査のほうは、先ほどの通告のとおりです。業務委託料について、どのような調査が行われたのか、具体的にお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） まず、測量の部分になりますけれども、今回の測量については、ごみ処理施設整備予定地のエリアを決めて進めたということでありまして、公共事業を進める際には、まずは測量からということを進めているものがあります。それで、地権者の数ですとか、一つ一つの土地の形状、面積を測った上で進めていくというものでありまして、測量をしたというところがあります。

地質業務委託についても、どのような内容、どのような調査が行われたかという部分になりますけれども、調査の内容ですけれども、機械ボーリング、標準貫入試験及び解析等調査を実施したものであります。機械ボーリングにつきましては、4か所で実施しておりまして、25メートルまで掘削しまして、土のサンプルを採取しまして、調査地点における土質及び地下水を調査したものになります。地下水につきましては、地面から4メートルから5.5メートルの深さに分布しているということがまず分かったということでもあります。

標準貫入試験につきましては、掘削1メートルごとに、主にハンマーになりますけれども、自由落下させて、30センチの打ち込みに要する打撃回数を測定したものであります。

解析等の調査については、地形図や地質図など関係資料の収集、整理、そして調査による図面作成、そして総合解析を行っております。総合解析を行った結果につきましては、当該整備予定地には、強度2、礫混じり粘土、礫混じり砂がありまして、その下には沖積層、過去の自然堤防を構成していました沖積層として玉石混じり砂礫が分布しており、この地層の特徴から、液状化リスクは高くなく、N値は支持層としての目安である50以上でありましたので、支持層選定の条件を満足との調査結果が示されているものであります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） 測量業務委託料のほうなのですけれども、そうしまし

たら先ほど、地権者には事業を説明して立会いをしてもらったということなのですけれども、地権者の認識としては、では賛成なのですかとか、反対なのですかとか、売る意思はありますかということを確認しているわけではないように聞き取りましたので、地権者はただ測量だけに納得してというか、同意した認識ということでもいいでしょうか。その点のところを確認したいと思います。もしかして地権者によっては、測量だけだったらやってもいいかなという認識であれば、そこだけ後の土地の回収に地権者の意思というのは、ちゃんと尊重されるべきではないかなというふうに思ったところです。

また、測量したことによって既成事実として、ここのエリアはこのぐらい測量したから、そういったことで地権者に同意を強く求めていくようなことがあってはいけないのではないかなというふうに思いますけれども、その辺の地権者の認識のところについてお聞きしたいと思います。

それから、補正予算の項目、補正の1号ですけれども、令和5年度の補正の項目と、それから決算の結果の報告で違いがあるわけなのですけれども、地質調査の業務委託料、補正予算のときには地積の調査もありましたが、これが一緒にされて合体されてしまっているのか、この委託料の差額もあるわけですけれども、補正予算と決算額の差額のところについても、減額になった理由をお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） お答えします。

地権者さんの意思の部分でございましたけれども、いずれ地権者さんの用地の買収等に係る意思の確認については、用地買収の事務を始める時点に確認をして進めてまいりたいと思っておりますので、それについては8年度以降ということと考えております。いずれ今回は、整備予定地内の土地を確認したと、地権者さんを確認して、地権者さんがお持ちの土地の形状面積を確認したということでありませう。

測量したことで用地買収への既成事実になるのか、ならないのかという点については、測量と用地の買収に係る事務という部分については、地権者さんの意思のところは別物かなと考えていましたので、いずれ用地買収については、次の段

階で具体的な交渉等に入っていくものというふうに考えているものであります。

あと、補正予算についての地歴調査に係る部分でしたけれども、地歴調査につきましても、ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託料の3,610万2,000円、この中に業務委託の名称が入っていると言えいいでしょうか、業務委託料の施設整備基本計画策定業務と環境影響評価方法書作成業務と地歴調査業務とごみ処理基本計画策定業務、この4つの業務委託を1つにまとめて、ごみ処理施設整備基本計画策定等業務委託料に、1つの名称で業務委託を発注したという関係上、こういう書き方になったということでもあります。

◎18番（及川ひとみ君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 18番及川ひとみ議員。

◎18番（及川ひとみ君） なぜ4つをそこにまとめたのかという理由もちょっとお聞きしたいと思いますし、あと補正予算のところ、委託料でいきますと8,534万7,000円だったのですが、決算でいくと7,768万2,846円ということで、減額が生じているのですけれども、そのところをお聞きしたいと思います。

◎施設課長（藤原司君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 藤原施設課長。

◎施設課長（藤原司君） お答えします。

4つの業務を1つにまとめたという部分ですけれども、先ほど申しました4つの業務は、相互に関係する部分、内容が多くあったということで、連携して業務を進めていく必要があるということと判断したので、一括して同じ業者が請け負って業務を実施したほうが効率的だったということから、そのように進めたものであります。

あと、予算と決算の差の部分については、それぞれの業務委託料での契約差金等というふうに認識しているところであります。

◎議長（村田芳三君） 以上で及川ひとみ議員の質問を終わります。

これをもって質疑を終わります。

意見はありませんか。

◎5番（庄子春治君） 議長。

◎議長（村田芳三君） 5番庄子春治議員。

◎5番（庄子春治君） 議題となっております令和5年度盛岡広域環境組合一般

会計歳入歳出決算認定については、以下の理由から認定に反対をいたします。

策定された当組合の一般廃棄物処理基本計画がパブリックコメントに寄せられた住民の意見を反映されたものとは言えず、脱炭素、資源循環の一層の推進という時代の要請に応えるものではなく、従来、10年前の基本構想にとらわれた、従来の集めて燃やす構想基本を踏襲したものになっていると言わざるを得ないことであります。

それは、本計画におけるごみ排出量の推計値を、令和15年度計画期間終了時において、可燃ごみでは令和4年度比12.5%減、ごみ排出量（不燃物を含む）では、令和4年度比9.2%減としたことに表れています。そして、ごみ処理施設規模は、こうした推計値と整合されて、その規模はさらに縮小の可能性を残しながら、1日438トンの処理能力とされたことも問題であります。各市町の現在の処理基本計画の達成目標から推計したとされていますが、従来計画の延長線上であります。

本日も指摘がありましたが、令和5年度の盛岡市の可燃ごみとして処理されているごみの組成分析では、プラスチック・古紙などの資源物が23.3%も混入し、生ごみが44.8%となっており、さらに食品残渣も含まれている。減量、資源化の大きな可能性があるにもかかわらず、そこに本格的に向かう姿勢が見られません。同様に、8市町のそれぞれはどのような可能性を持っているのか、分析も対策も明らかにされていません。

減量目標は、すなわち施設規模にも関わります。今日の資材高騰の折、構成市町の財政状況から見ても、徹底した分別、資源化、減量は、資源循環型社会形成という点からも、施設整備に係る経費節減という点からも、二重、三重にも重要にもかかわらず、従来の推計値で焼却処理の目標を決めていることは問題であります。

計画書では、国や県のSDGs、脱炭素化、資源循環の一体推進を取り入れたものとうたいながら、実際の計画の中には焼却中心のごみ処理計画となっていることでもあります。本来ごみ処理計画は、分別、資源化、収集、中間処理から最終処分まで一体的に行うべきものでありますが、中間処理の、しかも焼却処理だけを分離するということから来る矛盾を引きずっていると言わざるを得ません。

一極集中は、処理施設の大型化を招き、その周辺での環境負荷の増大を招きます。排ガスに含まれる有害物質は、施設規模の増大に比例して、含まれる有害物

質の総量が増大するのであります。

パブリックコメントに寄せられたことについての懸念について、十分な配慮をし、施設整備計画で環境影響を少なくする対策を講じるとされているものの、果たして真剣に考慮されたのか。例えば煙突の高さ59メートルとすることにした検討に当たって、実際の建設予定地の自然環境等から、この問題を検討した経緯が見られない。このことは、甚だ疑問が残るわけであります。この点でも、今回の広域化による大型ごみ処理施設によって、周辺住民の生活環境への影響は大きく、改めて広域化計画は立ち止まって見直すよう求めます。

以上です。

◎議長（村田芳三君） 意見を終わります。

認定第1号「令和5年度盛岡広域環境組合一般会計歳入歳出決算について」を採決します。

本案は、これを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（村田芳三君） 賛成多数であります。

よって、認定第1号は、これを認定することに決しました。

以上をもって日程は全部終了しました。

これをもって今期定例会を閉会します。

午後3時40分 閉 会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

盛岡広域環境組合議会議長 村 田 芳 三

盛岡広域環境組合議会議員 藤 原 治

盛岡広域環境組合議会議員 日 向 裕 子